

現場代理人資格認定制度に関する規則

1. 目的

この規則は、地中送電技術研究会（以下地送研という）が地中送電線工事に従事する現場代理人の資格を合理的客観的に認定する制度について定めたもので、現場代理人の資質と能力の維持向上を図り、技術革新や社会要請の多様化に対応した「安全管理の推進」と「施工品質の向上」により、地中送電線工事を円滑に実施することを目的とする。

[解説]

この認定制度は、地中送電線工事の安全と品質を確保する上で、最も重要な立場にある現場代理人の能力と資質について、その必要水準を明確にして、客観的、統一的な評価方法により、現場代理人としての資格を認定することによって、現場代理人の合理的な教育と育成を行い、能力と資質の維持向上を図り、技術革新や多様化する社会要請に対応した地中送電線工事を将来に亘って円滑に実施して行くことを狙いとして制定したものである。

本制度のもと、現場代理人の育成・支援等、取り組み努力と、現場代理人による自己研鑽などにより、制度の目的とする能力と資質の維持・向上については着実に図られてきている。地送研として、今後とも権威ある制度として定着することを目指すものである。

2. 適用範囲

この制度は、地送研の会員会社社員を対象にした現場代理人に適用する。

ただし土木については、東京電力パワーグリッド（株）地中送電線管路工事に登録されている非会員会社の社員を対象にした現場代理人にも適用する。

本規則に記載の無い事項、及び本規則では判断できない事象が生じた場合には、地送研 資格研修委員会で検討し対応を決定する。

[解説]

地送研は、地中送電システムの建設と保守に関する専門家集団である。その専門性を生かして資格認定を行うものであるから、資格認定の対象は地送研の会員会社社員とする。

ただし、土木については業種地中（工事種類：シールド、開削・推進）に登録している非会員会社も対象とするものである。

3. 現場代理人の定義

現場代理人とは、工事請負契約に定める現場代理人のほか、点検等の作業を受託した場合は、受託契約に定める作業責任者等である。

[解説]

契約を確実に履行するため、安全、品質、工程、労務、予算など施工に関する一切の事項を処理する立場で工事現場を統括し、現場に常駐する工事請負会社の代理人である。

4. 現場代理人資格の種類と従事範囲

土木、電気、保守、材料の各部門毎に資格を設ける。必要によりそれぞれの資格にランクを設ける。

[資格の種類と従事範囲]

資格の種類	従事範囲
土木	地中送電線 土木工事
電気	地中送電線 電気工事
保守	地中送電線 点検、補修工事
材料	地中送電線 支持金物類取付工事

※土木工事とは東京電力パワーグリッド（株）の地中送電線部門が発注し「土木工事共通仕様書」が適用される工事とする。

[解 説]

現場代理人資格の種類は、土木、電気、保守、材料の4部門で構成されている。この各部門毎に対応した資格の種類に区分することとした。

土木については、土木特種、土木1種、土木2種、電気については、電気第1種・電気第2種・電気第3種にランク分けし、その個別条件については当該部門の認定基準によることとした。

5. 資格認定機関および認定方法

- (1) 資格認定並びに資格更新認定は理事会の議決で会長が決裁する。
- (2) 資格認定並びに資格更新認定に関する会長の補佐として、資格研修委員会を設ける。
作業部会として土木、保守・電気、材料の各部門毎に資格認定部会を設置する。
- (3) 資格認定部会は資格認定並びに資格更新認定に、必要な事項の調査整理を行い、その結果を取りまとめのうえ資格研修委員会に報告する。
- (4) 資格研修委員会は、報告内容の公正な審議を行い理事会に上申する。
- (5) 資格研修委員会は、資格の審議内容について守秘義務を負う。

[解 説]

地送研の権威をもって現場代理人資格を認定するものであるから、資格認定の権限は会長に置く。会長を補佐する組織として各部門を横断的に審議する資格研修委員会を設け、作業部会として土木、保守・電気、材料の各部門毎に資格認定部会を設置することとした。

資格研修委員会の構成メンバーは普通会员と賛助会員から成り、賛助会員からは申請者の工事実績などについて情報提供を受けるなど調査に公正を期すと共に、調査審議内容については守秘義務を負わせることとした。

なお、資格研修委員会は、必要ある時は他委員会から応援を求めることができる。

6. 資格認定の基準

- (1) 申請者は、次の全ての条件を満足すること。
 - a. 地中送電線工事に関する現場代理人研修会の受講済者
 - b. 地中送電線工事に関する現場代理人認定試験の合格者
 - c. 別に定める「現場代理人資格認定基準」の申請条件の各項を満たす者
- (2) 申請者については、次の事項を総合評価して資格を認定する。
 - a. これまでの地中送電線工事の経験
但し土木においては、同種工事を含む。非会員会社の場合、特種受験については東京電力パワーグリッド(株)の地中線土木工事の経験が直近5年以内でかつ通算1年以上あること。(経歴書添付)
※同種工事とは、供用されている道路上(公道)でのライフライン(電気、通信、ガス、水道、下水)の敷設工事をいう。
 - b. その他、各部門の申請条件で定める事項
- (3) 申請する年の翌年3月31日現在、満年齢で70歳未満であること。
- (4) 資格認定の基準は土木、電気、保守、材料の各部門毎に定める。

[解 説]

現場代理人資格認定基準を満足している者だけが資格認定の申請ができる。また、各部門が定める地中送電線工事の実績と、必要となる公的資格の取得状況などを総合的に評価する。

7. 資格更新認定の基準

- (1) 資格更新申請者は、次の条件を満足していること。
 - a. 地中送電線工事に関する資格更新研修会を受講し、且つ、安全確認テストに合格した者。
ただし、特別な事由により受講出来なかった者については、更新認定基準に定める特例措置で猶予する。
 - b. 申請する年の翌年3月31日現在、満年齢で70歳未満であること。

[解 説]

資格更新研修においては、技術革新、法規の制改訂、社会環境の変化、安全性の管理、電力事情等の最新技術並びに情報を提供し、現場代理人としての資質の向上に努めるものとした。

8. 資格の有効期間と更新

- (1) 資格の有効年齢を70歳未満とする。
- (2) 資格の有効期間は5年とする。
- (3) 資格取得より5年目ごとに資格の延長を希望する場合は、資格更新申請し認定を受ける。
- (4) 複数の資格認定者は、事務手続上、他の資格が5年未満であっても一括して資格更新申請する。

[解 説]

技術革新や社会要請の多様化を先取りするため、資格の有効期間を5年とし資格更新申請者の認定は、資格更新認定基準によるものとした。

9. 資格認定後のトラブル発生時の現場代理人の取り扱い

発注者が現場代理人を不適格と判断して変更し、その変更内容を地送研に通知してきた場合には、資格研修委員会は委員長名で当該会社に対して下記事項について実施するよう依頼する。

なお、通知のあった当該者については、資格認定者名簿に記録する。

- (1) 資格研修委員会が実施する次年度の共通研修会の受講、および共通試験の合格。
- (2) 当該者に対する社内再教育の実施。
- (3) トラブル内容並びに再発防止の社内での周知徹底。

以上の実施結果を資格研修委員会に報告する。

ただし、上記取り扱いとは別に、発注者から資格取消しの通知を受けた者については、当該会社に会長名でその旨を通知する。なお、通知を受けた者は1年経過後、改めて資格認定の申請手続きを取ることができる。

[解 説]

一層の自己責任を明確にするため、発注者より地送研に書面により現場代理人の変更通知があった場合、再教育として共通研修会の受講並びに当該会社の責任による社内再教育等を行い、現場代理人の能力と資質の向上を図ることとした。

10. 資格認定並びに資格更新認定申請の諸手続き

- (1) 認定に関する申請手続きは、地送研に申請者の所属している会社が行う。
- (2) 申請および認定は、年1回とする。
- (3) 認定結果は、地送研より申請のあった会社に通知する。

[解 説]

現場代理人資格の申請手続は会社が行う。これは各人の工事経験や地中送電線工事实績並びに公的資格など、事実と反することのないよう会社が責任を持って行うこととした。

認定結果は申請会社に通知するほか賛助会員にも通知して、現場代理人資格の適用がスムーズに運用されることとした。

11. 申請書類等の虚偽に対する措置

工事経験、地中送電線工事实績、並びに公的資格等については事実と反することなく会社の責に於いて申請するものとする。

なお、虚偽が判明した場合は下記の取り扱いとする。

- (1) 理事会の承認を得て、会長名で疑義に対する解明を求める。
- (2) 当該会社の申請により現場代理人資格を抹消する。

12. 資格認定者の管理

- (1) 資格認定者の管理は、資格認定を申請した会社が行う。
- (2) 認定番号の管理は、地送研事務局で行う。
- (3) 地送研事務局は、会員会社のほか関係者の依頼に応じて資格認定者に関する情報の開示ができる。
- (4) 開示する情報については、すべて会長の承認を必要とする。

[解 説]

資格認定者の名簿は、会員会社に所属する個人の情報であり地送研事務局で認定番号として管理することにした。情報管理には厳正を期し開示する情報は、すべて会長の承認がないと開示できないこととした。

13. 詳細事項の取り決め

本規則に基づく詳細事項の取決めは次による。

(1) 「現場代理人資格認定制度に関する細則」

資格認定並びに資格更新認定の事務手続きや運営方法について細則に定める。

- a. 目的及び適用
- b. 資格研修委員会及び部会の構成
- c. 資格認定部会の職務
- d. 資格認定の基準
- e. 資格更新認定の基準
- f. 資格認定研修会に関する職務
- g. 資格認定者の変更、抹消、及び会員の退会に伴う現場代理人資格の扱いについて
- h. 認定諸手続き
- i. 資格認定者の管理
- j. 新規認定、更新認定に関わる費用負担
- k. 細則の制改定

(2) 「現場代理人資格認定基準」

土木、電気、保守、材料の資格認定において、現場代理人の能力を評価し認定するための具体的な方法について定める。

(共通条件)

- a. 目的
- b. 適用
- c. 共通条件
- d. 申請条件の確認・審査
- e. 共通条件の制改定

(各部門の個別条件)

- a. 適用範囲
- b. 資格の種類と工事区分
- c. 申請条件
- d. 評価基準
- e. 認定基準
- f. 個別条件の制改定

14. 規則の制改定

本規則の制改定は理事会の議決による。

なお、本規則は平成29年1月12日 改定実施する。

[解 説]

資格研修委員会の活動規範である本規則の制改定については、理事会の議決によることとした。